

おれんじニュース

令和2年1月

No. 72

確定申告はお早めに



写真提供：八代市



よき経営者をめざすものの団体

公益社団法人 **八代地方法人会**



八代市松江城町6-6

八代商工会館内

TEL 0965-32-1393

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/yatsushiro/>



新年のご挨拶

会 長 梶 尾 博

明けましておめでとうございます。
会員の皆様におかれましては輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。令和の時代の初めての新年を迎え年頭のご挨拶を申し上げます。八代地方法人会活動につきまして平素より多大なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

法人会は良き経営者を指すものの団体として会員の積極的な自己啓発を支援し納税意識の向上と企業経営及び地域社会の健全な発展に貢献を行っており、その存続意義と役割はさらに重要性を増しています。今後も地域に信頼され、愛される団体を目指し、会員増強を推進してまいります。皆様のご支援ご協力をお願いします。

八代地方法人会は税の啓発活動を積極的に展開し、地域社会に認められる法人会を目指すとともに、会の公益性、透明性を高め、地域社会と地域企業の発展のために努力して参りたいと思います。本年も国や地方公共団体への税制改正要望、会員の税に関する知識や研鑽を支援する税務・税制・経営研修会、小学生を対象とした税知識の向上と関心を高め

るための租税教育（税ウォッチング、Zei税ウォーキング、税の広場、租税教室）、地域の各種イベントに参加しての広報活動、献血活動、一般市民を対象とした特別講演会等さまざまな事業活動を展開していく所存です。

会員並びに関係各位の一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

終わりに、会員の皆様の御健勝ご多幸と企業の益々のご繁栄を心からご祈念申し上げ年頭のあいさついたします。





新年のごあいさつ

八代税務署長 二 村 健 之

明けましておめでとうございます。

令和2年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

八代地方法人会の皆様には、常日頃から多方面にわたる社会貢献活動を行われていることに対し、敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

イギリスのブレア元首相は選挙演説時に「政府に三つの優先課題を挙げるとすれば、それはまず第一に教育、そして次に教育、最後に教育だ。教育を改革するには時間がかかる。だが、それなしにイギリス国民に未来はない。」と主張し、当選しました。

法人会の租税教育、とりわけ母校の先輩が後輩の生徒たちに話しかける言葉は、子供たちに多大な影響を与えます。

ある経済学者は現在の国の借金状況をこう述べています。「我々は、孫名義のクレジットカードから現金を引き出して生活をしている。恥ずかしくないのか。」将来日本を担っていく若者に、夢のある未来を提供するのが我々の使命ではないのだろうか。税の啓発活動の根本にあるのは租税教育だと思っています。

では、頭の体操を一つ。「被害者の最も多い犯罪は何でしょう？」答えは「脱税」です。ここでいう被害者は誰か？そう、国民になります。申告納税制度の日本において、「納税」は憲法に定める三

大義務の一つです（ちなみに残る二つは、「教育」と「勤労」）。それにもかかわらず脱税は後を絶ちません。去年は、お笑い芸人の無申告が話題になりました。ルーズという話では済まされませんでした。

租税事件の裁判で検事が、論告求刑する言葉を紹介します。

「このように悪質かつ重大と評価できる脱税事犯に及んだ被告人に対しては、一罰百戒の精神をもって再犯に及ばせないようにすると同時に、この種の脱税事犯が経済的に割に合わないことを世間一般に改めて認知させることで一般予防を図る見地から、相当期間の懲役刑が言い渡されるとともに、相当高額な罰金刑が科されてしかるべきである。」

本年の干支は、「子」。個人的には年男であり、12月には還暦を迎えます。本卦還りということで、今年の抱負は、本棚に並んでいる昔読んだ本を読み返していくことです。

最後に法人会の皆様に報告が遅れましたが、着任時のインタビューで三匹目の猫を飼うかどうか悩んでいると答えましたが、嫁さんが相談もなく生まれたばかりの猫をもらい受けてしまい、問題は解決したものの、三匹の猫の世話に追われる日々を送ることになり、通勤時の読書の時間が心休まるひとときとなりました。

税を考える週間特別講演会

八代会場

令和元年11月6日(木)八代ホワイトパレスに於いて、税を考える週間特別講演会を開催した。講師には料理研究家のテレビでおなじみの浜内千波氏を招き「健康で笑顔のある毎日は、食生活から」と題し講演をいただいた。

平日にもかかわらず多数の参加者で会員はもとより、広く一般の方々も来場され、浜内千波氏が、分かり易く丁寧に食材の栄養・食生活の大事さを話され来場者みんな健康で笑顔のある楽しい講演会であった。

明日からの食生活が楽しみになった。



水俣会場

令和元年11月13日(木)水俣市総合もやい直しセンターに於いてマラソン・長距離選手の指導者岡田正裕氏(元垂細垂大学陸上競技部監督)を講師に招き、「人を育てるオリンピック選手育成と箱根駅伝総合優勝への道のり」と題し講演会を開催した。

会場には会員や地域の方および陸上関係者が来場され、箱根駅伝のエピソードと選手育成をユーモラスに語られた。まさに駅伝大会のようにタスキがつながる楽しい有意義な講演会となった。



初級複式簿記講座

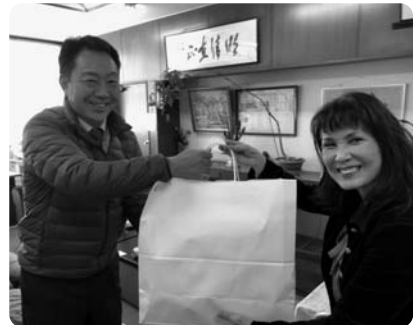
令和元年9月3日(火)から11月7日(木)までの計20日間、八代商工会議所・八代青色申告会と共催で実施。商店や会社経営者、従業員、資格取得を目指したい方々を対象に初級講座を開講し、具体的な記帳方法から簿記3級程度までの内容を勉強した。

(講師：税理士 吉田 志 氏)



社会貢献活動

女性部会では毎年小学校へ雑巾寄贈を行っている。この雑巾製作を「認定NPO法人とら太の会」に依頼することで、社会貢献にもつながっている。(袋・鏡・昭和・文政・太田郷・植柳・金剛・東陽・八竜)



租税教室

令和元年12月16日(月)水俣市立袋小学校にて6年生39名、八代市立金剛小学校にて6年生43名を対象に租税教室を行った。最初にDVDを鑑賞し、その後「タックスフントとけんたくん」「わたしたちとくらの税」を活用し、青年部によるクイズや説明をした。最後に税務署からお借りした一億円のリプリカを児童に一人ずつ持ってもらおうと大喜びしていた。



本を寄贈する八代地方
人会の宮崎容一副会長
(中央)ら水俣市



水俣市
●八代地方
人会水俣支部が図書贈呈
16日、市公民館で贈
呈式があり、市内の小
中学校全11校に日本の
歴史をテーマにした書
籍2冊ずつを贈った。
同支部が地域貢献活動
の一環で、子どもに歴
史を学んでもらうと
もに、活字文化に親し
んでもらおうと初めて
企画した。

(熊日 令和元年12月9日より転載)

提言活動報告

法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

法人会の提言活動は、法人税の引き下げなどをはじめ、同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し、事業承継に関する税制の創設など、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

提言先

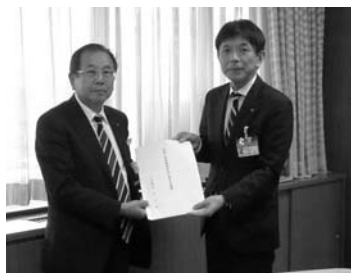
国会議員・八代市長・八代市議会議長

—令和2年度税制改正に関する提言—

令和元年12月13日(金)・17日(火)に当法人会会長梶尾博氏と税制委員長上原治氏が衆議院議員及び八代市長、八代市議会議長に対し、法人企業主の立場から、地方経済を活性化させるため、法人税の減税等について要望書を持参し、手渡しました。

令和2年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、
歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。
活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を！



八代市 佐藤財務部長へ

《基本的な課題》

Ⅰ. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のPB黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入る前に黒字化目標を設定すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できない。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

○超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護

保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。

3. 行政改革の徹底

○今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

5. マイナンバー制度について

○マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低

いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言いがたい。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

そのためには、国民にどうカードの利便性を実感してもらうかがカギになる。その意味で2012年3月よりマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始されるのは重要である。また、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながる。

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

- 「先進国クラブ」と称されるOECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。
- EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実には変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
 - (2)租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
 - (3)中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。
- ### 3. 事業承継税制の拡充
- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済

の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的対応が必要と考える。

III. 地方のあり方

- 国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでこの理念は極めて重要になる。
- 「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。
- 地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかねばならない。

IV. 震災復興

- 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- 近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。
- 近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特別法と同じく、災害に係る難損失の繰越控除期間を5年（現行3年）に延長すること。（「個別事項」参照）

V. その他

- 1. 納税環境の整備
- 2. 租税教育の充実

第30回熊本県青年の集い in 菊池

令和元年9月6日(金)菊池市文化会館に於いて「智の国きくちから。」～ともに感性を研こう～をスローガンに青年の集いが開催された。租税教育プレゼンテーションでは玉名法人会が選出された。公開講演会では勝山恵一氏(株)ハッシャダイ)を迎え、「C HOOSE YOUR LIFE」～自分で人生を選択しよう～という演題で行われた。



翌7日(土)にはチャリティーゴルフ大会が行われ、収益金を社会福祉法人聖嬰会(児童養護施設)に寄贈された。

第16回熊本女性の集い

令和元年10月24日(木)熊本ホテルキャッスルに於いて「女性のパワーで明るい未来を」のテーマで女性の集いが開催された。女性部の活事例発表があり、講演会では熊本西税務署の税務広報広聴官 大寺貴子氏による「租税教室の進め方」と題して講演を頂いた。



新設法人説明会

開催日時：令和2年1月22日(水) 13:30～15:30

開催場所：八代税務署

〒866-8605 八代市花園町16番地2 TEL: 0965-32-3141

説明内容：新設法人のための「会社に関する税金」

※新しく会社を設立された方々を念頭に、会社に関する税金の種類や法人税・消費税の基本的な仕組みなどを説明します。

講師：八代税務署 法人課税部門

受講料：無 料



電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら

国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付
利用届出書の提出が
必要です。
※届出書の提出から利用
可能となるまで、1か月
程度かります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。



※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は
提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス 検索
www.e-tax.nta.go.jp

納税表彰

令和元年11月12日(火)税を考
える週間の行事の一環として四宮
和明氏と藤井公明氏と守田恭子
氏が八代税務署長よりそれぞれ
表彰されました。



守田恭子氏 二村署長 藤井公明氏 四宮和明氏

八代地方法人会会長賞受賞作文

改めて考えてみて

湯浦中学校 三年 岩 間 春 香

私たちは税金と色々なところがかかわっています。税金は、私たちが健康で豊かな生活を送るために必要な費用をまかなっているものです。

私は普段の生活で税金などを気にしたことがありませんでした。今回税の作文を書くことになり身近なところでたくさんの税金が使われていることにおどろきました。

まず私たちが毎日のように通っている学校です。学校などの教育施設や机、椅子、教科書などに税金が使われています。また、部活動などの大会の競技場にも税金が使われています。私たちの生活に欠かせないものだと思えました。そして、私たちのような公立学校の生徒一人あたりにたくさんの税金が支払われています。中学生だと一人につき一年間に約1,015千円を教育費として支出されています。

私たちが学校で勉強できるのも税金のおかげなのです。

また、日本では消費税が8パーセントです。10月からは10パーセントに上がり不満の声をよく耳にします。でも世界で見ると20パーセントを上回っている国も少なくありません。デンマークでは、25パーセントも消費税がかかっています。なので、デンマークやイタリアから見たら日本はまだ安いほうなのです。また2

パーセントもあがったけどそれは私たち一人一人がもっとよりよく暮らすためのものに使われるのではないのでしょうか。

そして税を納めなければならないのかと思った人もいます。なぜ税を納めるのかと言うと私たちは、憲法によっていろいろな権利を保障されています。でも同時に、義務というとても責任もまかされています。憲法では、国民の義務として「教育の義務」、「勤労の義務」、「納税の義務」の3つを定めています。なので私たちは、税金を納めることによってもっとも基本的な義務の一つを果たすことになります。そして、民主主義国家である日本では、何に対して課税するかといったことを定めた法律（税法）は国会等によって定められます。その法律を決める代表者を選ぶのが18歳以上の有権者による選挙です。なので人事（ひとごと）として考えていてはだめなのです。皆さんも近い将来、選挙に参加することになると思います。そのときは、国民として納税の義務を果たすとともに、納めた税がよりよく使われるように、納税者として、また有権者として、税について関心を持つことが大切です。

これからも税のことについてしっかりと考え、感謝をしながら使っていきたいです。

「献血のお願い」

八代会場

◎開催日時：令和2年3月18日(水) (予定)

13:00～16:00

◎開催会場：「八代ホワイトパレス」

八代市松江町290-1 TEL0965-35-0005

水俣会場

◎開催日時：令和2年3月23日(月)

10:30～11:30・12:40～16:00

◎開催会場：「水俣 生活協同組合熊本（旧水光社）」

水俣市古賀1丁目 TEL0966-63-2121

- ・献血にご参加いただいた方には記念品を準備しております。
- ・会員企業1社に1名以上を目標にしておりますのでご協力をお願いいたします。
- ・献血手帳（カード）をお持ちの方は当日ご持参下さい。
- ・400ml献血にご協力下さい。（但し、男女とも体重50kg以上の方・年齢18～69歳）
- ・献血が初めての方は「本人確認」へのご協力をお願いいたします。（運転免許証・保険証）
- ・血圧の薬は献血ができます。

活動予定

開催日	曜日	事業	開催場所
1月22日	水	新設法人説明会	八代税務署
1月28日	火	研修会（芦北）	芦北町商工会
1月29日	水	研修会（水俣）	水俣市もやい直しセンター
2月6日	木	研修会（八代）	やつしろハーモニーホール
1月30日	木	租税教室	八代市立東陽小学校
1月31日	金	租税教室	八代市立八竜小学校
3月18日	水	献血（八代）（予定）	八代ホワイトパレス
3月23日	月	献血（水俣）	生活協同組合熊本（水光社）
3月15日	日	芦北うたせマラソンイベント参加	芦北海浜公園
4月26日	日	第7回みなまたローズマラソン	水俣エコパーク陸上競技場
5月8日 ～10日	金～ 日	九州国際スリーデーマーチ2020 参加及び協賛	球磨川河川緑地
9月頃～	／	簿記講座	八代商工会館

確定申告会場等のご案内

期間：令和 2 年 2 月 17 日(月)～ 3 月 16 日(月)

※ 土曜・日曜・休日を除く。

令和元年分の所得税・消費税の確定申告書の相談・作成は、2月17日以降にお越しください。
なお、平成30年分以前の所得税・消費税の確定申告書の相談・作成は事前予約制となっておりますので、税務署へお問い合わせください。

受付時間：午前 9 時から午後 4 時まで

開設場所：八代市花園町16番地 2 八代税務署 3 階

代表電話 0965-32-3141

(確定申告に関するご相談は音声案内に従って番号「0」(1月16日(木)～3月16日(月))を選択してください。)

令和元年分 申告所得税及び復興特別所得税・贈与税

の申告・納税は**令和 2 年 3 月 16 日(月)**まで

令和元年分 個人事業者の消費税及び地方消費税

の申告・納税は**令和 2 年 3 月 31 日(火)**まで



確定申告書の控に受付印が必要な方へ!!

確定申告書の控に受付印が必要な方は、申告書と同時に申告書控を提出していただく必要があります。**後日、申告書控に受付印を押印することはできません。**

郵送にて申告書を提出される方は、申告書と申告書控及び返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

確定申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください!!



e-Taxなら、自宅からネットで確定申告が出来ます。
なお、スマートフォンやタブレットでもe-Taxによる申告が可能になりました。

【e-Taxのメリット】

①添付書類の提出省略 ②還付がスピーディー ③24時間受付

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、税額などが自動計算され申告書等を作成することができ、大変便利です。

なお、作成したデータはe-Taxで送信できます。
また、印刷して郵送等で提出することもできます。

